



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 サンコー
代表者名 代表取締役社長 竹村 潔
(コード番号 6964 東証第二部)
問合せ先 経理部長 小野 孝夫
(TEL 0263-52-2918)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)により創設された監査等委員会設置会社に移行すること、および、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 52 期定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更その他の定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、平成 6 年 6 月 29 日開催の第 31 期定時株主総会の決議により監査役会を導入するなど、ガバナンスの強化を実施してまいりましたが、改正会社法による監査等委員会設置会社の法制化に合わせて、執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性の向上を目的とし、国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、監査等委員会設置会社に移行し、更なるガバナンスの強化を図ることといたしました。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 52 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 前記1記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行なうものであります。
- ② 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款の一部を変更するものであります。
- ③ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行なうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

平成27年6月26日

定款変更の効力発生日（予定）

平成27年6月26日

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>②増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、在任する監査等委員である取締役以外の取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>③任期の満了前に退任した監査等委員</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条～第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設)</p> <p>第24条～第26条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p><u>である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第27条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u> (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <u>当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削 除) (削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役の任期)</p>	(削 除)
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	(削 除)
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(削 除)
<p><u>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p>	
<p><u>②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会規程)</p>	(削 除)
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	(削 除)
<p><u>第36条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 第37条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 当社は、第52期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</u></p> <p><u>第2条 当社は、第52期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上